

令和2年

寒河江市農業委員会第4回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会
第4回総会

日時 令和2年4月27日(月) 午前9時00分
会場 文化センター2階 第2研修室

出席委員

1番 相原 稔	2番 猪倉 通文	3番 菊地 ひとみ
4番 土屋 喜久夫	5番 加藤 友康	6番 影沢 政俊
7番 土田 彦雄	8番 大泉 邦彦	9番 佐藤 義広
10番 奥山 浩二	11番 菊地 弘美	12番 渡辺 裕之
13番 眞木 早百合	14番 新宮 しのぶ	16番 石山 邦一
17番 菅井 孝一	18番 木村 三紀	

欠席委員

15番 鈴木 久一

事務局

事務局長補佐(兼)農地係長	芳賀 豊彦	総務主査	高子 英晴
総務係長	菊地 亮	農地係主事	安達 寛人
農地係主事	稲垣 奨		

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (2) 工事進捗状況報告書について
- (3) 農地の転用事実に関する照会について

議事

- (1) 議第15号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (2) 議第16号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (3) 議第17号 非農地証明願の審議について

(4) 議第18号 農用地利用集積計画書の審議について

開会 午前 8時56分

木村議長 それでは、ただいまより寒河江市農業委員会第4回総会を開催します。

木村議長 初めに、総会の成立についてですが、本日の出席者は総委員数18名中出席委員17名で、在任委員の過半数が出席しておりますので、総会は成立いたします。

木村議長 次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例によりまして議長に一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

木村議長 それでは、6番・影沢政俊委員、12番・渡辺裕之委員にお願いします。

木村議長 次に、「書記任命」ですが、高子主査にお願いします。

木村議長 次に、「報告事項」ですが、事務局から報告をお願いします。

事務局(稲垣主事) はい、議長。
事務局のほうから報告させていただきます。

(報告事項朗読)

木村議長 ありがとうございます。
ただいまの報告について質問はございませんか。

(発言なし)

木村議長 ないようですので、事務局からほかにございますか。

事務局（稲垣主事） 特にありません。

木村議長 それでは、早速議事に入ります。

議第15号から議第18号までの議案について一括上程します。

(1) 議第15号「農地法第3条の規定による許可処分について」

(2) 議第16号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」

(3) 議第17号「非農地証明願の審議について」

(4) 議第18号「農用地利用集積計画書の審議について」

以上、議第15から議第18号まで一括上程いたします。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。菅井会長職務代理人、報告をお願いします。菅井会長職務代理人。

菅井会長職務代理人 はい、議長。17番、菅井です。

第4回総会議案の事前審査会の報告を行います。

このたびの事前審査会は、新型コロナウイルス感染防止のため、各地区担当委員の意見書及び各地区担当委員並びに農地利用最適化推進委員の調査結果に基づく一般基準調査書を併せての書面審査で行い、農地法第3条の許可申請案件2件、農地法第5条の許可申請案件5件、非農地証明願案件1件の合計8件を対象に意見を提出していただき、事務局での取りまとめを行いました。

初めに、議第15号「農地法第3条の規定による許可処分について」、順位23番、順位24番、所有権移転の案件です。順位23番の場所は、西根地区日田小中向の樹園地1筆です。譲受人の経営規模拡大のためのものであり、地区担当委員及び農地利用最適化推進委員の調査結果に基づく一般基準調査書におきましては、特に問題は指摘されていません。

順位24番の場所は、寒河江地区寺山の畑1筆です。順位23番と同じく、譲受人の経営規模拡大のためのものであり、地区担当委員及び農地利用最適化推進委員による調査結果に基づく一般基準調査書におきましては、特に問題は指摘されていません。

次の議第16号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、順位12番高松地区谷沢の個人住宅建築用敷地への転用案件です。申請地は農用地区域外の集団的に存在する農地であり、計画どおりであれば特に問題ないと判断しました。

順位13番西根地区日田楯越の個人住宅建築用敷地への転用案件です。申請地は、同じく農用地区域外の集団的に存在する農地であり、計画どおりであれば特に問題ないと判断しました。

順位14番西根地区下堰の共同住宅建築用敷地への転用案件です。申請地は、都市計画区域内の用途地域内の農地であり、計画どおりであれば特に問題ないと判断しました。

順位15番寒河江地区追方の進入路用敷地への転用案件です。申請地は、同じく都市計画区域内の用途地域内の農地であり、計画どおりであれば特に問題ないと判断しました。

順位16番、南部地区島東の共同住宅建築用敷地への転用案件です。申請地は、市街地の地区内の農地であり、計画どおりであれば特に問題ないと判断しました。

次に、議第17号「非農地証明願の審議について」、順位

4番醍醐地区の案件です。現地は日和田の土地で、近隣住民によると昭和28年頃から住宅及び建物が建っていたとのことで、現在まで長く宅地として利用されており、非農地と判断できる場所でした。

なお、申請された案件については、意見書では全て異議なしとされたところです。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

それでは、ただいまから地区審査に入ります。審査時間につきましては30分程度としまして、9時35分までとします。

それでは、地区審査の間、暫時休憩とします。

休憩 午前 9時05分

再開 午前 9時28分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

初めに、議第15号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、渡辺裕之委員、お願いします。渡辺委員。

渡辺委員

はい、議長。

7ページをお開きください。

(議案書順位 2 3 番朗読)

こちらのほうは、本楯公民館のほうから最上川のほうに向かったところの農地でありまして、こちらの土地のほう、今現在も■■■■さんが耕作している農地でありまして、この人が買わなければ誰も買ってこないだろうというような土地でございます。申請どおりであれば何ら問題ないというふうにこちらのほうを見てきました。

(議案書順位 2 4 番朗読)

こちらの土地のほうもビー・エム・エフさんが今耕作している土地のすぐそばの土地でありまして、申請のとおりであれば何ら問題ないというふうに見てまいりました。

こちらのほう、両方とも16日の日に佐藤委員、小野推進委員と一緒に回りまして、現地調査、事前審査、地区審査ともに問題ないという意見でございます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(局長補佐(兼)農地係長) はい、議長。

事務局におきまして事前に調査いたしましたところ、農地法第3条第2項各号に定めます要件には該当しないことを認めております。

以上であります。

木村議長

ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長 ないようですので採決します。

議第15号「農地法第3条の規定による許可処分について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第15号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長 次に、議第16号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、渡辺委員、お願いします。渡辺委員。

渡辺委員 はい、議長。

9ページをお開きください。

(議案書順位15番朗読)

こちらのほう、すごく狭い道路で、道路のほう、片方にもあるんですが、そちらのほうがかの人の土地であって、その農地に入るのにどうしても必要な進入路を作らなければい

けないということでの申請でありました。こちらのほうも16日の日に佐藤委員、小野推進委員と一緒に回って、何ら問題ないというふうに見てきました。

続きまして、順位の16番。

(議案書順位16番朗読)

こちらのほうは、みなみ保育所の向かいの田んぼになります。ここ5年くらい耕作していない田んぼでありまして、申請事由のとおりであれば何ら問題ないというふうに、事前審査、地区審査でも問題ありませんでした。改良区の見解も可であります。

以上であります。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、西根・三泉地区、菊地弘美委員、お願いします。菊地委員。

菊地(弘)委員

はい、議長。11番、菊地です。

9ページをご覧ください。

(議案書順位13番朗読)

この件につきまして、4月16日に鈴木委員と國井推進委員とで現地を見てきました。借人は現在実家に一緒に同居しているのですが、家族が増えるということで近くに新しく家を建てるということで、日田の集落の中でありまして、計画どおりであれば問題ないというふうに見てきました。なお、地区審査でも異議ありませんでした。

続きまして、順位の14番。

(議案書順位 1 4 番朗読)

この件につきましても同じく 4 月 1 6 日に鈴木委員と國井推進委員と現地を見てきました。ちょうど陵東中学校の体育館の裏側、西側の道路を北側に少し行ったところの東側に位置しておりまして、その東側には住宅地がたくさんありまして、問題ないというふうに見てきました。地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、高松・醍醐地区、影沢委員、お願いします。影沢委員。

影沢委員

はい、議長。

(議案書順位 1 2 番朗読)

この件について、4 月 1 5 日、相原委員、川越推進委員と現地を調査しました。場所は谷沢の長福寺、お寺様の道路向かいの場所であります。隣接は住宅街であり、計画どおりであれば周辺農地への影響はないと判断しました。また、地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（局長補佐(兼)農地係長） はい、議長。

順位12番、13番につきましては、いずれも農用地区域外にある農地でありまして、また10ヘクタール以上の一団の農地であります。このことから、両方とも第1種農地にあるものと判断いたしました。

順位14番と16番につきましては、両方とも共同住宅建築を目的としますということであります。順位14番におきましては、農用地区域外の都市計画内にあります、そしてさらには用途区域内にあります農地でありますことから第3種農地と判断いたしました。順位16番につきましては、都市計画外ではありますけれども、周辺の公益的公共施設、学校などの申請地周辺の公共的施設の整備状況や申請地前面道路に上下水道管の整備があるなどといったインフラの整備状況から第3種農地と判断いたしました。

順位15番につきましては、都市計画内の用途区域内にあります農地でありますことから第3種農地と判断いたしました。転用の目的としては議案書の記載のとおりであります。

いずれの案件につきましても通常は宅地への転用は認められていないところでありまして、農地区分ごとの基準に照らしまして転用できるものと認められるものであります。

以上であります。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第16号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第16号は原案どおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

木村議長 次に、議第17号「非農地証明願の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

高松・醍醐地区、影沢委員、お願いします。影沢委員。

影沢委員 はい、議長。6番、影沢です。
議第17号「非農地証明願の審議について」。

(議案書順位4番朗読)

この件について、4月15日、猪倉委員、鬼海推進委員と現地を調査しました。事由のとおりで、申請人の孫が今度こちらのほうに来るといっているので、物置小屋をほごして家を建てようと土地の調査をしたところ、地目が農地であったものであります。農地性は全くないと判断しました。また、地区審査でも異議はありませんでした。

以上です。

木村議長 ありがとうございます。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局(局長補佐(兼)農地係長) はい、議長。

この件については、特にございませぬ。

木村議長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長 ないようですので、採決します。
議第17号「非農地証明願の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第17号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長 次に、議第18号「農用地利用集積計画書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

西根・三泉地区、菊地弘美委員、お願いします。

菊地(弘)委員 はい、議長。

15ページをご覧ください。

(議案書朗読)

地区審査では異議はありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（局長補佐(兼)農地係長） はい、議長。

本議案につきまして、事務局で確認いたしましたところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にあります各項に該当しますことを確認しております。

以上であります。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第18号「農用地利用集積計画書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第18号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

これで、本日上程された議案については全て議決されました。

以上をもちまして、本日の総会を終了します。
ご苦労さまでした。

閉会 午前9時47分

令和2年4月27日

第4回総会議長 木村 三紀

議事録署名委員 6番委員 影沢 政俊

議事録署名委員 12番委員 渡辺 裕之